

# 南山学会会則

## 第1章 総 則

**第1条** 本会は、「南山学会（Nanzan Academic Society）」と称す。

**第2条** 本会は、その事務局を南山大学内におく。

**第3条** 本会は、南山大学における研究活動を促進することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 研究会および講演会の開催
- 2 機関誌その他図書の刊行
- 3 経済学会、経営学会および法学会が行う出版事業の助成
- 4 前各号のほか理事会において適当と認めた事業

## 第2章 会 員

**第4条** 本会会員の構成は、次の3種とする。

- 1 正会員 南山大学専任の教員
- 2 準会員 前号以外の南山学園専任教職員、南山大学非常勤講師、南山大学大学院生、研究生およびその他の者で、理事会の承認を経た者
- 3 名誉会員 南山大学名誉教授および本会に功労のあった者で、理事会の承認を経た者

**第5条** 正会員は、次のいずれかの系列を選択し、そこに所属する。

- 1 文学・語学系列
- 2 人文・自然系列
- 3 経済系列
- 4 経営系列
- 5 法学系列
- 6 社会科学系列
- 7 理工学系列

## 第3章 役員および事務局

**第6条** 本会に次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 理 事 7～8名（うち常任理事1名）
- 4 幹 事 9名
- 5 監 事 1名

**第7条** 会長は、南山大学長とする。

- ② 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

**第8条** 副会長は、南山大学副学長とする。

② 副会長は会長を補佐し、会長に故障のある時はこれを代理する。

**第9条** 理事は、常任理事1名の他に、第5条に定める系列からそれぞれ1名が就任する。

② 常任理事は、会員の中から会長が委嘱する。なお、各系列から選出される理事との兼務を妨げない。

③ 各系列からの理事の選出は、系列会議での選挙または協議によるものとする。

④ 理事は会員を統括し、理事会を構成して、本会の事業の運営にあたる。

**第10条** 幹事は、第5条に定める系列のうち文学・語学系列および人文・自然系列から各2名、経済系列、経営系列、法学系列、社会科学系列および理工学系列から各1名が就任する。

② 幹事の選出は、系列会議での選挙または協議によるものとする。

③ 幹事は、理事を補佐して、本会の実行にあたる。

④ 幹事は、理事会に出席し、決議に参加することができる。

**第11条** 監事は、正会員から1名が就任する。

② 監事は、理事会が候補者を選出し、総会で決定する。

③ 監事は、本会の会計を監査する。

**第12条** 理事、監事および幹事の任期は2年とし、それぞれの重任は認めない。

**第13条** 本会の事務局には、事務職員をおく。

## 第4章 会 議

**第14条** 本会の会議は、総会、理事会及び系列会議とする。

**第15条** 通常総会は、毎年1回会長が招集する。なお、会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

② 総会は、全正会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席正会員の過半数をもって決する。ただし、定足数の算定にあたっては、長期欠勤者、在外研究者およびこれに準ずる者を除くことができる。

**第16条** 総会の議長は、その都度これを選出する。

**第17条** 理事会は、常任理事が招集する。

② 会長および副会長は、理事会に出席し意見を述べることができる。

**第18条** 系列会議は、各系列の理事が招集し、次の事項を管掌する。

- 1 理事および幹事の選出
- 2 研究例会の運営
- 3 その他系列会議の運営に必要な事項

## 第5章 会 計

**第19条** 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

**第20条** 本会の会計年度は、4月に始まり3月に終わる。

**第21条** 予算案および決算報告書は、総会に提出し、その承認を経なければならない。

## 第6章 補 則

**第22条** 本会則の改正は、総会の決議による。

## 附 則

本会則は昭和 26 年 5 月第 1 回総会において承認、即日施行。その後、下記の一部改正を経て、昭和 53 年 5 月 17 日の通常総会において全面的に改正され、即日施行される。

昭和 29 年	6 月 16 日	
昭和 31 年	6 月 22 日	
昭和 32 年	5 月 29 日	
昭和 33 年	5 月 28 日	
昭和 34 年	6 月 1 日	
昭和 36 年	3 月 15 日	
昭和 42 年	6 月 9 日	
昭和 44 年	5 月 21 日	
昭和 45 年	12 月 16 日	
昭和 54 年	5 月 16 日	一部 (5 条 5 号) 改正、昭和 55 年 4 月 1 日より施行
昭和 56 年	5 月 13 日	一部 (3 条 3 号、4 号) 改正、即日施行
昭和 61 年	5 月 21 日	一部 (3 条 3 号、5 条 3 号・4 号、8 条 1 項、9 条 1 項) 改正、即日施行
平成 12 年	3 月 15 日	一部 (5 条、6 条 3 号・4 号、9 条 1 項、10 条、13 条、) 改正、 平成 12 年 4 月 1 日より施行
平成 12 年	5 月 31 日	一部 (9 条 3 項、12 条、17 条 2 項) 改正、即日施行
2007 年	5 月 30 日	一部 (6 条 1 項 3 号、9 条 1、2、3、4 項) 改正、即日施行
2007 年	11 月 7 日	一部 (9 条 3 項、10 条 1、2 項、11 条 1 項、14 条、18 条) 改正、 即日施行
2009 年	5 月 27 日	一部 (5 条 1 項 7 号、10 条 1 項) 改正、即日施行
2010 年	4 月 28 日	一部 (5 条 1 項 6 号、10 条 1 項) 改正、即日施行
2014 年	4 月 30 日	一部 (5 条 1 項 7 号、10 条 1 項) 改正、即日施行
2019 年	5 月 1 日	一部 (11 条) 改正、即日施行